

## 文化財多言語解説整備事業国庫補助要項

平成30年5月29日  
文化庁長官決定  
平成31年4月1日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱（平成30年5月29日文化庁長官決定）に基づき、文化財多言語解説整備に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

特に要件を付さない。

### 3. 実施方法

- (1) 補助事業者（以下「事業者」という。）は、上記1. 趣旨に基づき、別に定める文化財多言語解説整備事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画書に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 事業者は、別に定める文化財多言語解説整備事業成果報告書を作成し、別に定める期限までに長官に提出する。
- (4) 事業者は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

### 4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での満足度の向上に資する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説にかかるコンテンツ制作事業とする。

### 5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、国指定等文化財に関する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作にかかる次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

### 6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/3を限度とする。

ただし、複数の文化財を一体のものとして多言語解説整備を行う場合であって、かつ、外国人旅行者の増加数及び満足度の向上に高く寄与するものと認められる場合において、事業規模、補助事業者の財政状況、補助事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 対象の国指定等文化財が3つ以上である場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。
- (2) 本事業の規模が1,000万円以上である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (3) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。
  - (ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

- 1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額  
実績がない場合は当該年度の収入見込額
- 2) 個人の場合＝前年分の収入額

(4) 当該年度に他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業、あるいは当該年度以前に他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施している場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。

(5) 本事業における英語解説文について、観光庁が推薦する人材から監修を受ける場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。

(6) 本事業に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。

(7) 本事業において、先端技術を利用した解説板に加え、複数の技術で整備する場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。

(別表)

名称	項	目	目の細分	説明
文化財多言語解説整備事業	事業費	賃金	〇〇員賃金 資料整理等賃金	
		共済費	〇〇保険	
		報償費	会議出席謝金 原稿執筆謝金 監修謝金 〇〇謝金	
		旅費	普通旅費 費用弁償	現地踏査旅費，調査旅費，連絡旅費，外部有識者等
		使用料及び借料	借料及び損料 〇〇借料 〇〇損料	
		役務費	通信運搬費 手数料	
		委託費	コンテンツ制作委託費 〇〇委託費	
		請負費	請負費	機器設置にかかる工事請負費等
		備品購入費	備品購入費	展示等機器 多言語で解説を受けるための必要な諸機材
		原材料費	〇〇費	
		需用費	消耗品費  印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。